

令和2年度 自動車エコ事業所募集案内



あいち自動車環境戦略会議

自動車エコ事業所認定制度とは

エコカーの導入や公共交通機関の利用促進など、自動車環境の改善に大きく貢献する取組を積極的に実践している事業所を「自動車エコ事業所」として認定し、その事業所の実施する取組を通じて自動車環境の改善を図り、県民が安心して快適に生活できる自動車環境の実現を図っていくための制度です。

対象は

以下の施策に積極的に取り組み、実践している愛知県内の事業所を対象とします。なお、事業所には個人事業者も含まれます。

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|
| ①エコカー導入 | ⑨EV・PHVタクシー、EV・PHVカーシェアリングの導入 |
| ②公共交通機関の利用促進等 | ⑩CNG自動車やFCV等用の充填設備の設置 |
| ③エコドライブシステム導入 | ⑪非常用電源設備としての充給電設備の設置 |
| ④グリーン配送制度導入 | ⑫燃料電池自動車や燃料電池バス等の導入 |
| ⑤パーク・アンド・ライド用、
EV・PHV対応型駐車場の提供 | ⑬再生可能エネルギーの活用 |
| ⑥サイクル・アンド・ライド用、レンタサイクル用駐輪場の提供 | ⑭非常用電源設備としての蓄電池の設置 |
| ⑦一般開放されたEV・PHV用充電設備の設置 | ⑮その他自動車環境の改善に大きく貢献している取組 |
| ⑧従業員向けEV・PHV用充電設備の設置 | |

認定方法は

上に掲げた①から⑮の取組の実施状況に応じて定めた戦略推進点の総合計が4点以上であることと、①から⑫の取組のうち1取組以上実施していることを、認定基準（後掲）としています。あいち自動車環境戦略会議審査部会が審査を行い、同会議総合調整会議に諮った上で、同会議議長（愛知県知事）が認定を行います。

認定されると

認定事業所には、12月頃開催予定の「あいち自動車環境戦略推進大会」において、認定証及び表示板の交付を行うほか、自動車エコ事業所認定制度のウェブページにおいて、その取組内容等の掲載を行い、広く紹介させていただきます。



表示板

認 定 基 準

認定基準は、下表に掲げる各取組に対する戦略推進点の合計が4点以上とします。

	取 組	戦 略 推 進 点	
必須項目（必ず1取組以上実施することを認定要件とする。）	エコカー導入	エコカー割合4割以上	1
		エコカー台数10台以上かつ エコカー割合6割以上	2
		エコカー台数10台以上かつ エコカー割合9割以上	3
	公共交通機関の利用促進等	主たる通勤方法が公共交通機関（送迎用バスを含む。）、自転車又は徒歩である従業員割合 ・主要な公共交通機関の駅（停留所）から1km以内の事業所 概ね10割 ・主要な公共交通機関の駅（停留所）から2km以内の事業所 7割以上 ・主要な公共交通機関の駅（停留所）から2km超の事業所 5割以上	1
	エコドライブシステム導入	アイドリング・ストップ装置など、エコドライブを推進する装置付きの自動車の割合 5割以上	1
	グリーン配送制度導入	導入及び実施	1
	パーク・アンド・ライド用、EV・PHV対応型駐車場の提供	1～5台	1
		6～10台	2
		11台以上	3
	サイクル・アンド・ライド用、レンタサイクル用駐輪場の提供	1～10台	1
		11～20台	2
		21台以上	3
	一般開放されたEV・PHV用充電設備の設置	1基	1
		2基	2
		3基以上	3
	従業員向けEV・PHV用充電設備の設置	1～9基	1
		10～29基	2
		30基以上	3
	EV・PHVタクシー、EV・PHVカーシェアリングの導入	1台	1
		2台	2
		3台以上	3
	CNG（天然ガス）自動車やFCV（燃料電池自動車）等用の充填設備の設置	1基	1
		2基	2
3基以上		3	
非常用電源設備としての充給電設備の設置	1基	1	
	2基	2	
	3基以上	3	

	燃料電池自動車や燃料電池バス、燃料電池フォークリフトの導入	1台	1
		2台	2
		3台以上	3
任意項目	再生可能エネルギーの活用	太陽光発電設備の導入	1
		EMS（エネルギーマネジメントシステム）の導入	1
		ソーラーカーポートなど、再生可能エネルギーの活用に資する取組	1
	非常用電源設備としての蓄電池（再生品を含む。）の設置	1基	1
		2基	2
		3基以上	3
	上記以外の取組 （物流事業所の共同輸配送への取組など）	自動車環境の改善に大きく貢献している状況について、個別審査し評価する。	1～ 3

- ※1：エコカーとは、あいち自動車環境戦略2020で定めるエコカー（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車、H17 排出ガス基準 75%低減車（☆☆☆☆）かつH22 燃費基準+25%達成車又はH27 燃費基準達成車（登録車））とします。
- ※2：従業員は、申請を行った事業所のすべての従業員を対象とします。
- ※3：主要な公共交通機関の駅（停留所）は、事業所の近くにあっても従業員がほとんど利用しない駅（停留所）は除外し、最も従業員が利用する駅（停留所）または送迎用バスが発着する駅とします。
- ※4：概ね10割とは、9割5分以上とします。
- ※5：エコドライブシステムとは、装置そのものがエコドライブを推進することを目的としているものとし、アイドリング・ストップ装置、エコドライブナビゲーションシステムを対象とします。その他については、個別に審査します。
- ※6：グリーン配送とは、購入した物品をエコカー等環境への負荷の少ない自動車を使用して納入させることをいいます。
- ※7：駐車場・駐輪場の提供については、原則として無償提供している事業所を対象とします。
- ※8：蓄電池の設置とは、設置そのものが非常用発電や再生可能エネルギーの活用を目的としている定置用蓄電池を対象とします。

申請受付期間・提出書類等

○ 申請受付期間

令和元年度は、7月1日（水）から9月30日（水）までの間、申請を受け付けます。

○ 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を2部作成し1部を提出してください（1部は事業所の控えとしてください）。

- ①自動車エコ事業所認定申請書（様式第1）
- ②事業所付近の地図（最寄り駅等から事業所までがわかるもの）
- ③取組ごとにその内容を証する書類等（下表のとおり）

取組	添付書類
エコカー導入	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所に導入されている自動車の一覧表（別紙様式第一） ・エコカーの車検証の写し
公共交通機関の利用促進等	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の主たる通勤方法及びその方法別の人数がわかる内訳表（別紙様式第二） ・主要駅（停留所）と事業所の位置関係が把握可能な地図等〔事業所から最も近い駅（停留所）を主要な公共交通機関の駅（停留所）としない場合は、主要な公共交通機関の駅（停留所）よりも事業所に近い駅（停留所）をすべて地図上に示すとともに、その理由を別紙で添付すること〕
エコドライブシステム導入	<ul style="list-style-type: none"> ・アイドリング・ストップ機能を当初から搭載した自動車については、その機能の搭載を確認できる書類（車検証の写し等） ・アイドリング・ストップ装置（後付け）、エコドライブナビゲーションシステムについては、装置の設置や効果等のわかる写真及び資料
グリーン配送制度導入	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン配送の指示がわかる契約書、規約等の写し ・グリーン配送による年間延べ台数がわかる書類 ・その他グリーン配送の内容がわかる書類
パーク・アンド・ライド用、EV・PHV対応型駐車場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内における駐車場の位置が把握できる地図等 ・駐車場の平面図等説明用図面類 ・駐車場に関する規約類（利用案内、利用者約款等） ・駐車場の現況がわかる写真（駐車場の表示、案内看板等の状況が確認できるもの）
サイクル・アンド・ライド用、レンタサイクル用駐輪場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内における駐輪場の位置が把握できる地図等 ・駐輪場の平面図等説明用図面類 ・駐輪場に関する規約類（利用案内、利用者約款等） ・駐輪場の現況がわかる写真（駐輪場の表示、案内看板等の状況が確認できるもの）
一般開放されたEV・PHV用充電設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内における充電設備の位置が把握できる地図等 ・充電設備の平面図等説明用図面類 ・充電設備に関する規約類（利用案内、利用者約款等） ・充電設備の現況がわかる写真（充電設備の表示、案内看板等の状況が確認できるもの）

従業員向けEV・PHV用充電設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内における従業員向けEV・PHV用充電設備の位置が把握できる地図等 ・従業員向けEV・PHV用充電設備の平面図等説明用図面類 ・従業員向けEV・PHV用充電設備に関する規約類（利用案内、利用者約款等） ・従業員向けEV・PHV用充電設備の現況がわかる写真（従業員向けEV・PHV用充電設備の状況が確認できるもの）
EV・PHVタクシー、EV・PHVカーシェアリングの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・導入されているEV・PHVの一覧表（別紙様式第一） ・EV・PHVの車検証の写し ・EV・PHVタクシー、EV・PHVカーシェアリングに関する規約類（利用案内、利用者約款等） ・EV・PHVカーシェアリングの実施場所の位置が把握できる地図等。 ・EV・PHVカーシェアリングの現況がわかる写真（案内表示等の状況が確認できるもの）
CNG（天然ガス）自動車やFCV（燃料電池自動車）等用の充填設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内における充填設備の位置が把握できる地図等 ・充填設備の平面図等説明用図面類 ・充填設備に関する規約類（利用案内、利用者約款等） ・充填設備の現況がわかる写真（充填設備の表示、案内看板等の状況が確認できるもの）
非常用電源設備としての充給電設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内における充給電設備の位置が把握できる地図等 ・充給電設備の平面図等説明用図面類 ・充給電設備の現況がわかる写真（充給電設備等の設置状況が確認できるもの）
燃料電池自動車や燃料電池バス、燃料電池フォークリフトの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所に導入されている燃料電池自動車等の一覧表（別紙様式第一） ・燃料電池自動車等の車検証の写し
再生可能エネルギーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内における太陽光発電設備等の位置が把握できる地図等 ・太陽光発電設備等の平面図等説明用図面類 ・太陽光発電設備等の現況がわかる写真（太陽光発電設備等の設置状況が確認できるもの）
非常用電源設備としての蓄電池（再生品を含む。）の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内における蓄電池の位置が把握できる地図等 ・蓄電池の平面図等説明用図面類 ・蓄電池の現況がわかる写真（蓄電池等の設置状況が確認できるもの）
上記以外の取組 （物流事業所の共同輸配送への取組など）	<ul style="list-style-type: none"> ・取組の内容を証する書類

自動車エコ事業所認定申請書

令和 年 月 日

あいち自動車環境戦略会議議長殿

住所
申請者 名称
代表者氏名

自動車エコ事業所の認定を受けたいので、自動車エコ事業所認定制度実施要綱第3第1項の規定により、次のとおり申請します。

事業所の名称			
事業所の所在地	電話番号		
事業所の代表者氏名			
担当者の所属、氏名 連絡先	所属 連絡先	氏名	業 種
取組状況 (該当する取組に 記入してください。)	エコカー導入	事業所の全使用自動車数 事業所のエコカー数	台 台
	公共交通機関の利用促進等 (従業員の主たる通勤方法)	主要な公共交通機関の駅(停留所)から事業所 までの距離 事業所の全従業員数 公共交通機関(送迎用バスを含む。) 自転車 人、徒歩	km 人 人 人
	エコドライブシステム導入	事業所の全使用自動車数 アイドリングストップ装置付自動車数 その他のエコドライブ装置付自動車数 (装置名)	台 台 台)
	グリーン配送制度導入	グリーン配送の内容(別添) グリーン配送による年間のべ配送台数	台 台
	パーク・アンド・ライド用、EV・PHV対 応型駐車場の提供	駐車場提供台数 提供の要件 無・有()	台)
	サイクル・アンド・ライド用、レン タサイクル用駐輪場の提供	駐輪場提供台数	台
	一般開放されたEV・PHV 用充電設備の設置	充電設備の設置基数	基
	従業員向けEV・PHV用充電設備 の設置	充電設備の設置基数	基
	EV・PHVタクシー、EV・PH Vカーシェアリングの導入	導入台数	台
	CNG(天然ガス)自動車やFCV(燃料電 池自動車)等用の充填設備の設置	充填設備の設置基数	基

	非常用電源設備としての充電設備の設置	充電設備の設置基数	基
	燃料電池自動車や燃料電池バス、燃料電池フォークリフトの導入	導入台数 (導入車種)	台)
	再生可能エネルギーの活用	※該当があれば下の欄に記入してください。	
	非常用電源設備としての蓄電池（再生品を含む。）の設置	導入台数	基
	上記以外の自動車環境に関する顕著な取組	※該当があれば下の欄に記入してください。	

記入例

自動車エコ事業所認定申請書

令和xx年9月25日

あいち自動車環境戦略会議議長 殿

申請を受けたい事業所の住所、名称、代表者氏名を記入してください。押印の必要はありません。

住所 愛知県OO市△△町1-2
申請者 名称 (株)愛知工業 OO工場
代表者氏名 工場長 愛知 太郎

自動車エコ事業所の認定を受けたいので、自動車エコ事業所認定制度実施要綱第3第1項の規定により、次のとおり申請します。

Table with 2 main columns: Information fields (Name, Address, Representative, etc.) and Eco measures (Eco car introduction, Public transport promotion, etc.). Includes callouts for contact info and organizational details.

取組状況
該当する取組に記入してください。
取組ごとにその内容を証する書類等も添付してください。(P4,5参照)

CNG (天然ガス) 自動車やFCV (燃料電池自動車) 等用の充填設備の設置	充填設備の設置基数	基
非常用電源設備としての充給電設備の設置	充給電設備の設置基数	基
燃料電池自動車や燃料電池バス、燃料電池フォークリフトの導入	導入台数 (導入車種)	台)
再生可能エネルギーの活用	※該当があれば下の欄に記入してください。 太陽光発電設備の導入 BEMSの導入	
非常用電源設備としての蓄電池(再生品を含む。)の設置	導入台数	1 基
上記以外の自動車環境に関する顕著な取組	※該当があれば下の欄に記入してください。	

(別紙様式第一)

事業所に導入されている自動車一覧表

車種区分		台数	エコカー合計台数 ^②
エコカー	ハイブリッド自動車 ^{※1}	台	台
	電気自動車	台	
	プラグインハイブリッド自動車	台	
	燃料電池自動車	台	
	クリーンディーゼル自動車	台	
	天然ガス自動車	台	
	低排出ガス認定車 ^{※2} かつ低燃費車 ^{※3}	台	
上の区分に当てはまらない自動車		台	エコカー割合 ^{※4} (②/①)
合計台数 ^①		台	割

※1：ハイブリッド自動車やプラグインハイブリッド自動車等で、低排出ガス認定車かつ低燃費車にも当てはまる場合（プリウス、プリウスPHV、アウトランダーPHEV等）は、ハイブリッド自動車やプラグインハイブリッド自動車など該当する車種の欄に計上してください。

※2：低排出ガス認定車は、「低排出ガス車認定実施要領」の基準のうち、平成17年度基準排出ガス75%低減レベル（☆☆☆☆）を満たす自動車です。

※3：低燃費車は、「エネルギー使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準を達成している自動車とします。（平成22年度燃費基準+25%達成車、又は平成27年度燃費基準達成車）

低排出ガス認定車かつ低燃費車は、※2と※3の2つの条件を同時に満たす自動車とします。

※4：エコカー割合は、小数点第2位以下切捨としてください。（例：3.55→3.5）

(別紙様式第二)

従業員の主たる通勤方法の内訳表

主たる通勤方法※ ¹		人 数	公共交通機関、自転車、 徒歩の従業員数合計 ^②
公共 交通 機関	鉄 道	人	人
	路 線 バ ス	人	
	送迎用バス	人	
自 転 車	人		
徒 歩	人		
上の区分以外の通勤方法 (自家用車、自動二輪、原付等)	人		
合 計 ^①	人	割	

※1：自宅から事業所まで、複数の手段により通勤を行っている場合、主たる通勤方法は、公共交通機関＞自転車・徒歩＞これ以外の通勤方法（自家用車、自動二輪、原付等）としてください。また、公共交通機関については、鉄道＞路線バス＞送迎用バス としてください。

（例：自宅－（自転車）－A駅－（鉄道）－B駅－（徒歩）－事業所の場合、主たる通勤方法は、「鉄道」としてください。）

※2：全従業員に占める公共交通機関、自転車、徒歩の従業員の割合は、小数点第2位以下切捨としてください。（例：9.55→9.5）

※「エコカー導入」に取り組んでいる時に必要な別紙です。

記入例

(別紙様式第一)

事業所に導入されている自動車一覧表

車種区分		台数	エコカー合計台数 ^②
エコカー	ハイブリッド自動車 ^{※1}	2 台	合計を記入してください。② 11 台 ②÷①×10の結果の 小数点第2位以下切 捨です。
	電気自動車	2 台	
	プラグインハイブリッド自動車	2 台	
	燃料電池自動車	台	
	クリーンディーゼル自動車	台	
	天然ガス自動車	5 台	
	低排出ガス認定車 ^{※2} かつ低燃費車 ^{※3}	台	
上の区分に当てはまらない自動車	4 台	エコカー割合 ^{※4} (2/1)	
合計台数 ^①	15 台	7.3 割	

- ※1：ハイブリッド自動車やプラグインハイブリッド自動車等で、低排出ガス認定車かつ低燃費車にも当てはまる場合（プリウス、プリウスPHV、アウトランダーPHEV等）は、ハイブリッド自動車やプラグインハイブリッド自動車など該当する車種の欄に計上してください。
- ※2：低排出ガス認定車は、「低排出ガス車認定実施要領」の基準のうち、平成17年度基準排出ガス75%低減レベル（☆☆☆☆）を満たす自動車です。
- ※3：低燃費車は、「エネルギー使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準を達成している自動車とします。（平成22年度燃費基準+25%達成車、又は平成27年度燃費基準達成車）
低排出ガス認定車かつ低燃費車は、※2と※3の2つの条件を同時に満たす自動車とします。
- ※4：エコカー割合は、小数点第2位以下切捨としてください。（例：3.55→3.5）

(別紙様式第二)

従業員の主たる通勤方法の内訳表

主たる通勤方法 ^{※1}		人 数	公共交通機関、自転車、 徒歩の従業員数合計 ^②
公共交通 機関	鉄 道	20 人	36 人
	路 線 バ ス	0 人	
	送迎用バス	0 人	
自 転 車		10 人	7.2 割
徒 歩		6 人	
上の区分以外の通勤方法 (自家用車、自動二輪、原付等)		14 人	全従業員に占める公共交通 機関、自転車、徒歩の従業員 の割合 ^{※2} (②/①)
合 計 ^①		50 人	7.2 割

合計を記入してく
ださい。②

36 人

②÷①×10の結果の
小数点第2位以下切
捨です。

合計を記入してく
ださい。①

※1：自宅から事業所まで、複数の手段により通勤を行っている場合、主たる通勤方法は、公共交通機関＞自転車・徒歩＞これ以外の通勤方法（自家用車、自動二輪、原付等）としてください。また、公共交通機関については、鉄道＞路線バス＞送迎用バス としてください。

(例：自宅－(自転車)－A駅－(鉄道)－B駅－(徒歩)－事業所の場合、主たる通勤方法は、「鉄道」としてください。)

※2：全従業員に占める公共交通機関、自転車、徒歩の従業員の割合は、小数点第2位以下切捨としてください。(例：9.55→9.5)

○ 申請方法

郵送又は持参により、申請してください。

※本年度の申請については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り郵送での申請をお願いします。

＜様式等の入手先＞

申請書様式、様式記入例については、愛知県のウェブページ「あいちの環境」内「自動車エコ事業所の募集」からダウンロードすることができます。

＜申請書提出先＞（9月30日（水）必着）

- ・ 郵 送：〒460-8501（住所記載不要）
愛知県環境局地球温暖化対策課自動車環境グループ宛て
- ・ 持 参：愛知県環境局地球温暖化対策課自動車環境グループ
（名古屋市中区三の丸3-1-2 県庁西庁舎6階）の他、
下表のあいち自動車環境戦略会議構成員（国の関係地方行政機関、市町村）でも受け付けます。

あいち自動車環境戦略会議構成員（国の関係地方行政機関、市町村）

区 分	申請書受付箇所
関係地方行政機関	農林水産省東海農政局経営・事業支援部食品企業課
	経済産業省中部経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課
	国土交通省中部地方整備局道路部計画調整課
	国土交通省中部運輸局交通政策部環境・物流課
	環境省中部地方環境事務所環境対策課
市 町 村	名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課
	豊橋市環境部再生可能エネルギーのまち推進課
	岡崎市環境部環境政策課
	一宮市環境部環境保全課
	半田市市民経済部環境課
	春日井市環境部環境政策課
	豊川市産業環境部環境課
	津島市市民生活部生活環境課
	碧南市経済環境部環境課
	豊田市環境部環境政策課
	西尾市環境部環境保全課
	新城市市民環境部環境政策課
	日進市生活安全部環境課
	豊山町生活福祉部住民課
大口町まちづくり部環境対策室	

あいち自動車環境戦略会議事務局

愛知県 環境局 地球温暖化対策課 自動車環境グループ

電話 052-954-6217（ダイヤルイン）／ファックス 052-955-2029
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号メールアドレス：ondanka@pref.aichi.lg.jp

詳しくは、「自動車エコ事業所の募集」ウェブページをご覧ください。
アドレス

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/2020ecojigyousyo.html>

